

「派遣求人の申込みを行う事業者のみなさまへお知らせ」(平成27年6月29日)

派遣求人における「マージン率」等の記載について

ハローワークでは、公開可能な事業所情報を求人票に記載いただき、求職者の方々に、応募先事業所をよりよく知っていただく取り組みを行っています。

派遣事業について公開している情報を求人票に記載して、労働者派遣を希望する求職者の皆様へ事業所PRをお願いします。

公開が義務化されている事項

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「労働者派遣法」という。)第23条第5項及び労働者派遣法施行規則第18条の2に基づき、派遣元事業主は書面若しくはインターネットなどにより、派遣元事業主の事業所ごとに情報提供すべき情報として以下の項目が定められています。

- 派遣労働者の数
- 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
- 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合(いわゆるマージン率。一般的には派遣労働者に係る福利厚生費や教育訓練費などが含まれます)
- 教育訓練に関する事項
- 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- 派遣労働者の賃金の額の平均額
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

求人申込書への記載例として、例えば、マージン率を記載する場合は、求人申込書の「求人条件にかかる特記事項」へ「マージン率(派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合)は20.5%」と記載してください。

厚生労働省
鹿児島労働局
ハローワーク